

(2) 財政法第 44 条の資金

資金名	根拠法令	内容
積立金	特別会計に関する法律(平成 19 年法律第 23 号。)附則第 66 条第 29 号の規定による廃止前の労働保険特別会計法(昭和 47 年法律第 18 号。以下「旧法」という。)第 18 条及び第 19 条	失業等給付に要する財源とするもの
雇用安定資金	旧法第 8 条の 2	雇用安定事業に要する財源を確保し、事業を効率的に実施するために設置。

(3) 業務費用計算書における収益計上

資産処分損益：1,492 百万円

(4) 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末における決算上の剰余金の額、旧法第 21 条の雇用安定資金及び積立金の額並びに同法第 8 条の 2 に基づく繰入金との合計額を計上している。
- ・ 「未収金」には、雇用保険料の未収金と過誤払による返納金債権等を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」は、未収保険料等の貸倒れに備えて徴収停止債権について全額、履行期限到来債権について 50%を回収不能見込額として計上している。
- ・ 「前払金」には、主に徴収勘定に対する保険料返還金や業務取扱費の前払い額を計上している。
- ・ 「前払費用」には、自賠償保険料の前払分を計上している。
- ・ 「未収収益」には、主に預託金の運用利子の未収分を計上している。
- ・ 「有形固定資産」には、国有財産及び物品の合計を計上している。
- ・ 「国有財産」には、土地、立木竹、建物、工作物及び建設仮勘定を計上している。
- ・ 「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・ 「立木竹」には、主に庁舎敷地上の植栽を計上している。国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・ 「建物」には、主に庁舎建物を計上している。国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」には、主に建設中の庁舎建物・工作物等の工事費を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価格が 5 万円以上の機械器具等の物品を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上している。

- ・ 「出資金」には、(独)高齢・障害者雇用支援機構、(独)労働政策研究・研修機構、(独)情報処理推進機構、(独)雇用・能力開発機構に対する出資額を計上しており、うち(独)雇用・能力開発機構分については、同機構法附則第4条第3項の規定による宿舍等勘定に属する継承資産の処分に伴い発生した資本金にかかる毀損額を差し引いた額を計上している。
- ・ 「未払金」には、児童手当に係る未払金、公務災害補償費に係る未払金及び恩給給付負担金に係る未払金を計上している。
- ・ 「支払備金」には、当該年度末における受給資格者に対して支給することが見込まれる失業給付金の額を計上している。
- ・ 「前受金」には、雇用保険法第66条及び第67条の規定に基づき一般会計より受け入れた額のうち受入超過額を計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当金を計上している。
- ・ 「資産・負債差額」には、資産・負債差額増減計算書により計算される本年度末資産・負債差額を計上している。

#### <業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、当該年度末における職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「失業等給付費」には、雇用保険法(昭和49年法第116号)第13条等の規定に基づき支給した基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。
- ・ 「雇用安定等給付費」には、雇用保険法第62条に基づき実施する雇用安定事業において事業主に支給する雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金等の給付金を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。主なものとして、高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金、雇用開発支援事業費等補助金等を計上している。
- ・ 「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上している。主なものとして、職業講習等委託費、生涯職業能力開発事業等委託費、緊急雇用支援事業委託費等を計上している。
- ・ 「拠出金」には、国際労働機関が行う調査研究に対する拠出金を計上している。
- ・ 「分担金」には、世界公共雇用サービス協会等への分担金を計上している。
- ・ 「運営費交付金」には、「独立行政法人通則法」第46条に規定する交付金として、(独)高齢・障害者雇用支援機構、(独)労働政策研究・研修機構、(独)雇用・能力開発機構に対する運営費交付金を計上している。
- ・ 「一般会計への繰入」には、政府職員失業者退職手当特別会計負担金、恩給負担金及び労働保険審査会費特別会計負担金を計上している。
- ・ 「徴収勘定への繰入」には、主に雇用保険料の返還金や徴収事務費を計上している。

- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、諸謝金及び賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰り入れた額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上している。
- ・ 「出資金評価損」には、独立行政法人の減資に伴い発生したものを計上している。

#### <資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、平成 17 年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入及び他会計（勘定）からの受入額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、運用益及びその他の財源を計上している。
- ・ 「運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上している。
- ・ 「他会計（勘定）からの受入」には、財源の一部に充てるための徴収勘定及び一般会計からの受入額を計上している。
- ・ 「徴収勘定からの受入」には、主に雇用保険の保険料収入を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、雇用保険法第 66 条及び 67 条に基づく国庫負担金の受入額を計上している。
- ・ 「無償所管換等」には、合同宿舍建設のために財務省所管一般会計に無償で移管した土地や過去の国有財産台帳の誤謬訂正額等を計上している。
- ・ 「資産評価差額」には、出資金の国有財産台帳価格の改定に係る評価差額の金額を計上している。
- ・ 「その他資産・負債差額の増減」には、物品の計上範囲を見直したことによる増加額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、平成 18 年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。

#### <区分別収支計算書>

- ・ 「運用収入」には、積立金、雇用安定資金、余裕金を資金運用部に預託することにより生じる利子収入を計上している。
- ・ 「その他の収入」には、公務員宿舍貸付料、返納金等を計上している。
- ・ 「徴収勘定からの受入」には、主に雇用保険に係る保険料収入を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、雇用保険法第 66 条及び第 67 条等の規定に基づく国庫負担金の受入額を計上している。
- ・ 「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金の受入額（前年度繰越資金受入及び前年度国庫負担金受入超過額）を計上している。
- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「失業等給付費」には、雇用保険法第 13 条等の規定に基づき支給した基本手当、技能習得手当、寄宿手当及び傷病手当等の額を計上している。